

日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規定（以下「規程」という。）第5条1項に基づいて設置された奨学金委員会（以下「委員会」という。）の所管事項の推進を円滑にすることを目的として制定する。

(委員会の構成)

第2条 この委員会は、規程第5条2項によって選出された委員をもって構成する。

(委員会の所管事項)

第3条 この委員会の所管事項は、規程第6条各号の通りとする。

- (1) 奨学金に関する業務計画案及び予算案を、全国壮年会連合役員会（以下「役員会」という。）に提出する業務。
- (2) 奨学金に関する各年度毎の業務報告書及び決算書を作成し、役員会に提出する業務。
- (3) 前年度神学校献金の実績並びに貸与奨学金の返還額を勘案し、奨学金貸与可能額について基本方針を策定し、役員会に提出する業務。

(奨学金に関する業務)

第4条 前条の奨学金に関する業務とは、次の業務をいう。

- (1) 奨学生の募集に関する業務
- (2) 奨学生の選考に関する業務
- (3) 奨学金の貸与に関する業務
- (4) 奨学金の返還に関する業務
- (5) その他奨学金に関する業務

2 委員会は、奨学金に関する全ての事項を役員会に報告しなければならない。

(委員会)

第5条 委員会は、定例役員会を毎年2回開催し、その招集者は委員長とする。

2 委員長は定期委員会の他に必要に応じて臨時委員会を招集することができる。

(事務局)

第6条 委員会は第4条1項各号の業務を円滑にすすめるために事務局を置く。

- 2 事務局は、さいたま市南浦和1丁目2番4号 日本バプテスト連盟事務所内に置く。
- 3 事務局には、必要に応じて事務局員若干名を置く。
- 4 事務局員の経費は、全国壮年会連合がそれを支弁する。
- 5 事務局員の服務規程は、別に定める。

(事務局員の業務)

第7条 事務局員は、次の各号の業務を行う。

- (1) 全国壮年会連合の推進する神学校献金に関する業務
- (2) 奨学金制度運営に関する一切の業務
- (3) その他必要な業務

付則

この規則は、2000年9月16日より発効する。